

# 事務局資料

令和8年4月

経済産業省GXグループ

# **01. 改正資源有効利用促進法等の施行について（報告）**

# 改正資源有効利用促進法・施行令の施行

- 改正資源有効利用促進法が令和8年4月1日から施行。動静脈連携を基本とするサーキュラーエコノミー型に政策体系を刷新。
- なお、資源有効利用促進法施行令の一部改正（令和7年12月12日公布、令和8年4月1日施行）において、具体的な製品の指定等の所要の措置を実施。

## ① 再生資源の利用計画策定・定期報告

- 脱炭素化の促進のため、再生材（第一弾：再生プラスチック）の利用義務を課す製品（自動車、家電4品目、容器包装（食品（指定PETボトル除く）や医薬品等を除く））の、当該製品の製造事業者等に対して、再生材の利用に関する計画の提出及び定期報告を求める。

## ② 環境配慮設計の促進

- 資源有効利用・脱炭素化の促進の観点から、特に優れた環境配慮設計（解体・分別しやすい設計、長寿命化につながる設計）の認定制度を創設。
- 認定製品はその旨の表示、リサイクル設備投資への金融支援など、認定事業者に対する特例を措置。

## ③ GXに必要な原材料等の再資源化の促進

- 高い回収目標等を掲げて認定を受けたメーカー等に対し廃棄物処理法の特例（適正処理の遵守を前提として業許可不要）を講じ、回収・再資源化のインセンティブを付与。自主回収・再資源化の対象製品に、電源装置（モバイルバッテリー）、携帯電話用装置（スマートフォン等）、加熱式たばこデバイスを追加。

## ④ CE（サーキュラーエコノミー）コマースの促進

- シェアリング等のCEコマース事業者について、資源の有効利用に資する取組を行う者として満たすべき基準を、家電4品目、オフィス家具4品目、複写機を対象に設定。

# 指定脱炭素化再生資源利用促進製品関係

- プラスチック製容器包装（食品（指定PETボトル除く）や医薬品等を除く）、自動車、家電4品目（エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機）について、再生プラスチックの利用の促進に関する判断基準省令を制定。また、再生プラスチック利用の計画提出・定期報告に関する省令を制定。

## 判断基準省令の内容

### ①目標の設定

- ・再生プラスチックの利用量・利用率を向上させるための目標の設定
- ・国産再生プラスチックを利用するよう配慮

### ②再生プラスチック利用促進のための技術の向上

- ・使用済物品等から再生プラスチックを取り出す技術
  - ・再生プラスチックを製品に利用する技術
- 等

### ③二酸化炭素の排出量の削減

再生プラスチック利用促進により、製品の原材料調達、製造、廃棄等の過程において発生する二酸化炭素の排出量の削減に努める

### ④管理体制の整備

- ・再生プラスチックの利用量・利用率を適切に記録
- ・再生プラスチック利用促進に関する事業場ごとの責任者の選任

## 計画提出・定期報告省令

①計画提出は、毎年度9月末日までに行う（2027年度から）。ただし、初回の提出から内容に変更がないときは、計画の終期の属する年度に次回の計画を提出すればよい。

②定期報告は、毎年度9月末日までに行う（2028年度から）。

# 計画フォーマット

## I 再生プラスチックの利用の促進に関する目標

事業年度	① 年度	② 年度（任意）
製造する指定脱炭素化再生資源利用促進製品の再生プラスチックの利用量/利用率	トン/ %	トン/ %
事業の用に供するために発注して製造する指定脱炭素化再生資源利用促進製品の再生プラスチックの利用量/利用率	トン/ %	トン/ %
自ら輸入して販売する指定脱炭素化再生資源利用促進製品の再生プラスチックの利用量/利用率	トン/ %	トン/ %

## II 計画内容

### (1) 技術の向上

### (2) その他

# 定期報告フォーマット

## I 再生プラスチックの利用の促進に関する報告

### (1) 再生プラスチックの利用量/利用率

事業年度	年度（報告年度）	報告年度の前年度
製造する指定脱炭素化再生資源利用促進製品の再生プラスチックの利用量/利用率	トン/ % (うち国産再生プラスチックトン)	トン/ % (うち国産再生プラスチックトン)
事業の用に供するために発注して製造する指定脱炭素化再生資源利用促進製品の再生プラスチックの利用量/利用率	トン/ % (うち国産再生プラスチックトン)	トン/ % (うち国産再生プラスチックトン)
自ら輸入して販売する指定脱炭素化再生資源利用促進製品の再生プラスチックの利用量/利用率	トン/ % (うち国産再生プラスチックトン)	トン/ % (うち国産再生プラスチックトン)

### (2) 再生プラスチックの利用量/利用率が前年度に比べ改善できなかった場合その理由

## II 報告内容

### (1) 技術の向上

### (2) 二酸化炭素の排出量の削減（任意）

### (3) その他

# 計画・定期報告スケジュール（イメージ）

# ※プラスチック製容器包装、家電4品目の場合

計画

定期報告

R7fy  
(2025fy)

R8fy  
(2026fy)

R9fy  
(2027fy)

R10fy  
(2028fy)

R11fy  
(2029fy)

R12fy  
(2030fy)

R13fy  
(2031fy)

R14fy  
(2032fy)

R15fy  
(2033fy)

★  
10/1以後  
最初の事業年度  
から適用

★  
～9末  
**提出**

★  
～9末  
1年

★  
～9末  
2年

★  
～9末  
3年

★  
～9末  
4年

★  
～9末  
5年

★  
～9末

【計画内容に変更がない場合】次回の提出時期は、  
計画書において設定した目標年度

計画を提出する年から起算して5年以内で目標設定

例えば、2027年度に5年後の目標（2032年度目標）を設定した場合、次回の提出は2032年度。2027年度に3年後の目標（2030年度目標）を設定した場合、次回の提出は2030年度になる。

1年

2年

3年

4年

5年

★  
10/1以後  
最初の事業年度  
から適用

★  
～9末  
**提出**

★  
～9末  
**提出**

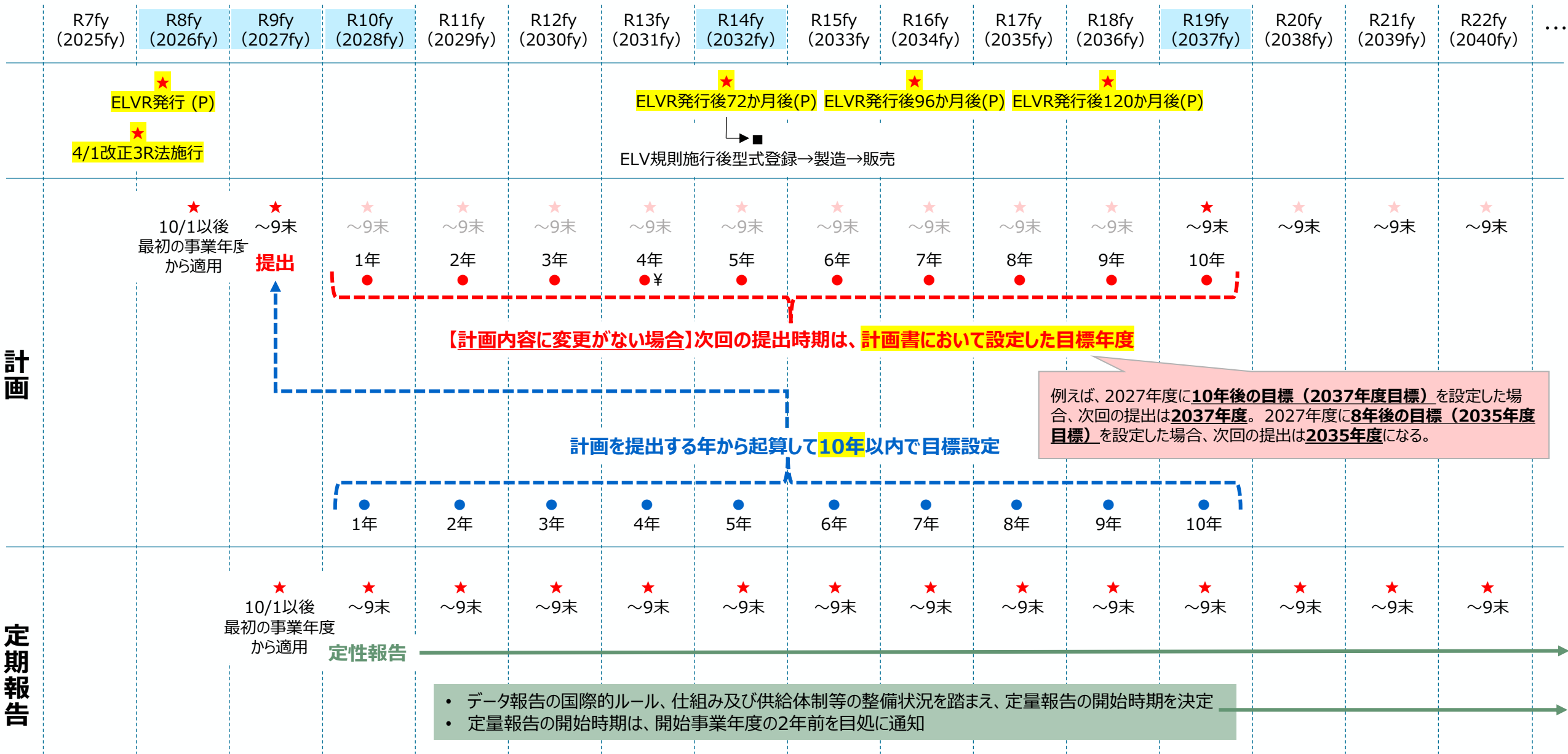
★  
～9末  
**提出**

★  
～9末  
**提出**

★  
～9末  
**提出**

★  
～9末  
**提出**

# 改正資源法に係る計画・定期報告スケジュール（イメージ） ※自動車の場合



# 環境配慮設計の認定制度関係

- 「資源有効利用・脱炭素化促進設計指針」の中で、対象指定製品製造事業者等が取り組むべき事項及び配慮すべき事項を制定。
- 特に優れた環境配慮設計の認定を受けるに当たっては、本指針に即した設計を行うとともに、**(1) 総合的な評価及び情報等の公表及び(2) 製品分野ごとに別に定める基準**に適合していることが求められる。

## 対象指定製品製造事業者等が取り組むべき事項及び配慮すべき事項

(1) 資源の有効な利用に関する項目	①原材料等の使用の合理化	②耐久性の向上	③修理等の容易化
	④分解又は分別の容易化	⑤再生資源及び再生部品の利用	⑥原材料等の工夫
	⑦収集又は運搬の容易化		
(2) 脱炭素化に関する項目	①カーボンフットプリントの算定及び公表	②エネルギー使用とエネルギー効率の算定及び公表	③その他の要素 (エネルギー消費量を抑制できる製品の利用等)
(3) 再資源化事業者等との連携	①再資源化事業者等への情報提供	②再資源化事業者等による事前評価及び反映	③関係者との連携
(4) 安全性の確保	①製品の安全性が確保された設計の検討	②リチウム蓄電池等とその他の部品等の容易な分解又は分別	③発火する危険性が高い製品の表示
(5) その他	①水使用量の最小限化及び公表	②製品中の懸念物質の最小限化及び公表	③製品に関する情報発信
	④製品分野ごとの設計の標準化並びに設計のガイドライン等の策定及び遵守		⑤第三者による認証制度等の活用

# CEコマース関係

- 家電4品目（エアコン、テレビ、電気洗濯機、電気冷蔵庫）、金属製家具4品目（収納家具、棚、事務用机、回転いす）及び複写機に係る判断基準省令について、修理事業者及び賃貸事業者に対する基準を追加する改正を実施。

## 基本的事項（現行の製造事業者等に係る基準と同様のもの）

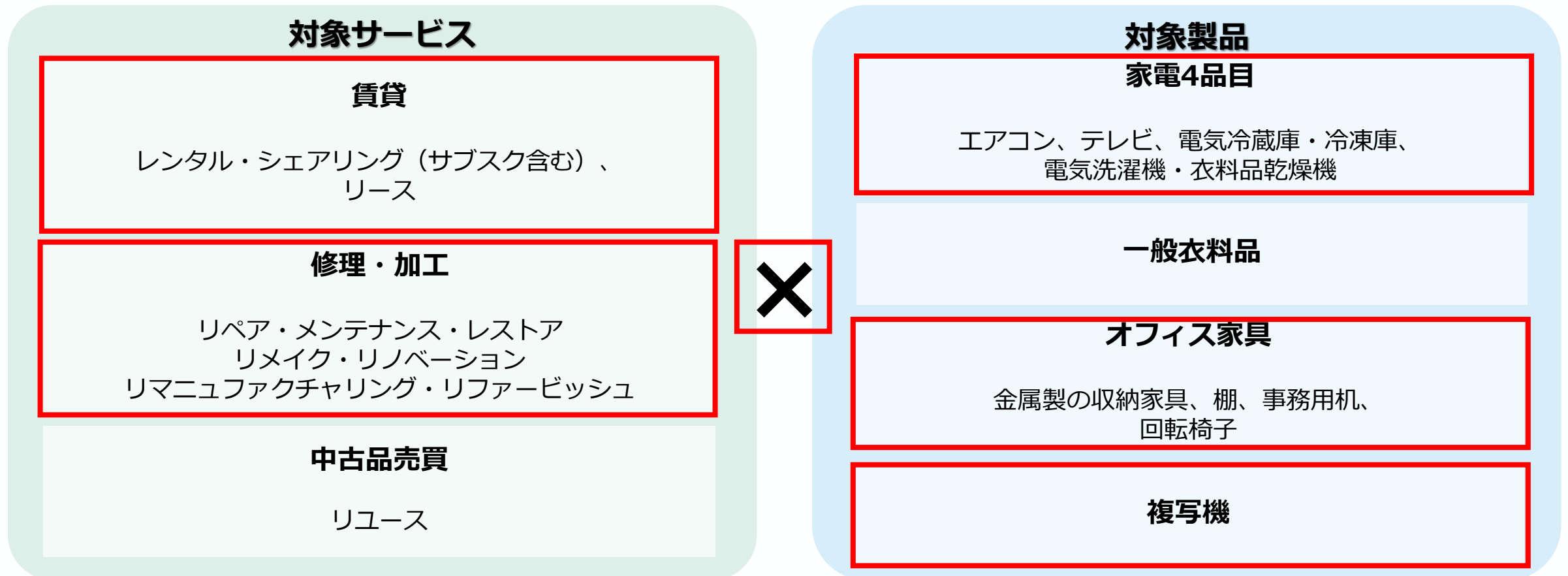
- ①原材料の使用の合理化、②長期間の使用の促進、③修理に係る安全性の確保、④事前評価 等

## 追加的事項（現行の製造事業者等に係る基準にないもの）

- 賃貸事業者については、賃貸の用に供する期間における稼働率の向上の観点から、利用状況の管理、点検その他の保守の措置を通じて、効率的な利用を図るよう求める基準。
- 修理事業者及び賃貸事業者について、その資源の有効利用に資する取組が消費者に利用され、製品が長期間使用されることが重要であることに鑑み、消費者における安全・安心の確保が重要となるため、その事業の健全性及び信頼性の確保の観点から、適時、消費者に対して、必要な情報の提供を行うよう求める基準。
  - i) 品質、機能、安全性、衛生状態、修理の記録／内容に関する事。
  - ii) 保証の範囲及び責任の所在に関する事。
  - iii) 賃貸期間中の点検その他保守や賃貸終了後の扱いに関する事。
  - iv) テレビ受像機の場合、個人情報記録するものがあるものについては個人情報の削除等

# (参考) CEコマースWGにおける検討内容と措置状況

- 昨年度CEコマースWGにおいて検討したもの（対象サービス×対象製品）のうち、今般、下記の赤枠の組合せについて措置を実施。本年度、一般衣料品関係、各対象製品の中古品販売について措置する予定。



## **02. 指定再利用促進製品への新規指定について（審議）**

# 指定再利用促進製品について

- 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）においては、リデュース・リユース・リサイクルが容易な設計を促進するため、同法施行令において「指定再利用促進製品」を指定するとともに、同法判断基準省令により、事業者による製品への再生資源又は再生部品の利用の向上等を規定。

※本年度、政令において指定する製品について、新たに「太陽電池」、「IHクッキングヒータ」、「食洗機」、「窓」を想定。

判断の基準	事業者に求められること	対象製品
<p>使用済みとなった製品から部品等を取り出すことを容易にするなどの設計等に関する「判断の基準」を策定。</p> <p>＜判断基準の概要（例）＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 原材料の工夫</li> <li>● 構造の工夫による、製品の分解の容易化</li> <li>● 分別のための工夫（表示など）</li> <li>● 技術の向上</li> <li>● 情報の提供 等</li> </ul>	<p>判断の基準を勘案しつつ、自社の製品がリデュース・リユース・リサイクルしやすい製品となるような環境配慮設計が求められる。</p>	<p>＜対象品目＞</p> <p>浴室ユニット、自動車、家電製品（ユニット型エアコン、テレビ、電子レンジ、衣類乾燥機、冷蔵庫、洗濯機）、ぱちんこ遊技機、回胴式遊技機、複写機、金属製家具（収納家具、棚、事務用机、回転いす）、システムキッチン、ガス・石油機器（石油ストーブ、ガスコンロ、ガス瞬間湯沸かし器、ガスバーナー付き風呂釜、給湯器）、パソコン、小形二次電池使用機器 等 計50品目</p>

# 太陽電池の指定について

- 2030年代後半以降の太陽電池（太陽光パネル）の大量廃棄に向けて、**再資源化等の推進**が重要。
- その際、製品の構造、使用する部品及び原材料等を決定し、又はそれらの情報を把握している**製造事業者等による環境配慮設計や含有物質情報の提供等の取組が重要**となるところ、当該取組を促進するため、**太陽電池**を資源有効利用促進法における**指定再利用促進製品に新たに指定**することとしてはどうか。

指定要件	考え方
<p>①製品の特性上、以下の取組により、再生資源又は再生部品として利用することを促進することが可能であること</p> <p>a) 再生資源又は再生部品として利用可能な材料や部品の選択等の工夫</p> <p>b) 取り外し容易な部品の取付け方法の採用等の工夫</p> <p>c) 部品の材質名の表示等の分別のための工夫</p>	<p>a) <b>質の高い再資源化の阻害となる物質（鉛、カドミウム、セレン、ヒ素、アンチモン等）の含有量を低減する工夫</b>により、再生資源の量を増やすことが可能。</p> <p>b) 太陽光パネルは長期使用を前提として設計される製品であるが、<b>ネジの数量や種類を削減する工夫</b>により、再資源化処理における解体等を容易にすることが可能。</p> <p>c) <b>再生資源の利用の阻害となる物質の含有量の情報を仕様書等において示す</b>等により情報提供を行うことで、再資源化処理を容易にすることが出来る。</p>
<p>②資源の有効な利用を図る上で特に必要な製品であること</p> <p>a) 使用済となった後の排出量が多い製品であること。</p> <p>b) 有用な資源を含む製品であること。</p> <p>c) 対策の実施により再生資源の利用が向上する効果が期待できること。</p>	<p>a) 2030年代後半以降において大量廃棄が見込まれ、<b>ピーク時の排出見込み量は約50万t/年</b>。これは2022年度の産業廃棄物の最終処分量の約6%に相当する。</p> <p>b) 貴金属である<b>銀</b>、有用金属である<b>アルミ</b>や<b>銅</b>が含まれる。</p> <p>c) 措置の実施により、<b>アルミフレーム、カバーガラス、セル等のいずれにおいても再生資源の回収量と質を向上</b>させることで、その利用が向上する。</p>

# 生産量又は販売量の要件について（太陽電池）

- 指定再利用促進製品の製造等の事業を行う者のうち、一定の生産量又は販売量がある者のみが勧告・命令措置の対象となる。当該要件等について、下表のとおり定めることとしてはどうか。
- また、指定再利用促進製品の製造等の事業を行う者の判断の基準となるべき事項は、原材料及び構造の工夫並びに含有物質の情報提供等について、関係業界団体との議論も踏まえて適切に定めることとしてはどうか。

対象となる事業者のイメージ	考え方
<p>今回措置する判断基準の対象とする事業者は、<u>製造事業者及び輸入販売事業者</u>を基本としつつ、適切な者を定めることとしてはどうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>• <u>我が国において流通している太陽電池は、海外製造事業者が製造したもののシェアが大きいため、国内製造事業者だけでなく、当該太陽電池を輸入し販売する輸入販売事業者も措置の対象とすることが必要。</u></li><li>• なお、購入者に近く、また、継続的に太陽電池を取り扱う、製造事業者及び輸入販売事業者以外の販売事業者に対して、一定の役割を求められることも考えられる。</li></ul>
<p>特に、勧告・命令措置の対象とする事業者は、<u>年間50MW以上の水準の太陽電池を取り扱う事業者</u>とすることとしてはどうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>• <u>日本における流通量（生産量及び輸入販売量）の太宗、少なくとも約80%をカバーする水準</u>として、関係業界団体へのヒアリング結果に基づき設定することが考えられる。</li><li>• なお、事業者の規模を的確に反映する観点から、<u>出力単位で閾値を設定</u>することが考えられる。</li></ul>

# (参考) 太陽光パネルリサイクル推進に向けて

太陽光発電設備リサイクルワーキンググループ 第10回  
(2026年1月23日) 資料1を一部修正

- まずは効率的にリサイクルが実施可能な**多量の事業用太陽電池廃棄物の排出者等**に対する、**新たな法制度による規制の導入（判断基準に基づくリサイクルの取組を義務付け）**と、技術開発・設備導入等の予算措置や既存制度により、**リサイクル費用の低減・体制整備**を図り、2030年代後半以降に見込まれる大量廃棄に備えて**規制を段階的に強化**した上で、**太陽光パネルの幅広い排出者等へのリサイクル義務化**を目指す。

## 新たな法制度案

### ①国による基本方針の策定

- 各主体の役割、リサイクル目標、施設整備の促進、費用低減・技術開発等の施策の方向性の明示

### ②多量の事業用太陽電池廃棄物の排出者等への規制

- 国が定める判断基準（段階的に強化）に基づくリサイクルの取組を義務付け（指導・助言、勧告・命令）
- 排出実施計画の事前届出義務  
※指導・助言は全ての事業用太陽電池廃棄物の排出者等が対象

### ③費用効率的なリサイクルを促進するためのリサイクル事業者への措置

- 効率的なリサイクル事業者を認定し、都道府県ごとの廃棄物処理法の許可を不要とする特例措置、保管基準の特例措置等
- リサイクルの技術開発・施設整備等の財政上の措置

### ④製造業者等に対する措置

- 環境配慮設計の実施等の責務
- 含有物質に関する情報提供等の措置

### ⑤制度の見直しに向けた検討

- 埋立処分場の残余容量、リサイクル費用の状況等を勘案して、**太陽光パネルの幅広い排出者等を対象とした義務付け**を検討し、制度を見直し

※公布から1年半以内の施行を予定

## 既存制度、財政支援等

### リサイクル費用低減・体制整備に係る措置

- ①リサイクル費用低減に向けた技術開発支援
- ②リサイクル設備の導入支援
- ③再資源化事業等高度化法に基づく対象設備の認定
- ④再生材の売却益向上に資する技術実証
- ⑤収集運搬の効率化の実証、保管施設の導入支援
- ⑥リサイクルに取り組む太陽光発電事業者からの電力調達促進（環境配慮契約法等での検討）

### 製造業者等の取組促進に係る措置

- 資源有効利用促進法の判断基準に基づく環境配慮設計の推進

### 不適正処理・不法投棄対策等

- ①不適正処理・不法投棄対策の徹底（廃棄物処理法）
- ②再エネ特措法に基づく廃棄等費用積立制度の着実な実施
- ③適正なリユースの推進（ガイドラインの改訂）

# (参考) 環境配慮設計の考え方

- 太陽光パネルの環境配慮設計の考え方や手法については、一般社団法人太陽光発電協会が公表している「太陽電池モジュールの環境配慮設計アセスメントガイドライン」に示されている。

「太陽電池モジュールの環境配慮設計アセスメントガイドライン（第1版）」のチェックリスト

評価項目		評価方法	ライフサイクルの段階
大項目	小項目		
1 減量化・共通化	1.1 減量化	・モジュールの質量を評価する(g/W)	原材料調達、製造
	1.2 部品の削減	・使用している部品の点数・種類を評価する(個/W、種類/W)	原材料調達、製造
	1.3 部品の共通化	・他機種と共通化している部品の割合を評価する(%)	原材料調達、製造
2 再生資源の使用	2.1 再生資源の使用	・再生資源を使用した部品の割合を評価する(%)	原材料調達、製造
3 梱包	3.1 梱包材の減量化・減容化・簡素化	・梱包材の点数、質量、体積を評価する(個/W、g/W、cm <sup>3</sup> /W)	原材料調達、製造
	3.2 梱包材の共通化	・他機種と共通化している梱包材の割合を評価する(%)	原材料調達、製造
	3.3 使用済み梱包材の回収・運搬性	・開梱後の段ボール、コーナーパッド等の回収の容易性について評価する	輸送
	3.4 再生資源の使用	・リユース梱包材もしくは再生プラスチック等の再生資源の質量比を評価する(%)	原材料調達、製造
	3.5 複合材料使用の削減	・複合材料を使用した梱包材の点数・質量を評価する(個/W、g/W)	原材料調達、製造
	3.6 複合材料の分離の容易性	・複合材料を使用している場合、材料ごとの分離に要する時間を評価する(秒/W)	適正処理・リサイクル
	3.7 梱包材のリユース、リサイクル性	・梱包材のリユース性、リサイクル性について評価する	適正処理・リサイクル
	3.8 梱包材の識別表示	・段ボールには段ボールリサイクル協議会等推奨のリサイクル推進シンボルを表示しているか	適正処理・リサイクル
4 製造段階における環境負荷低減	4.1 廃棄物等の削減	・製造段階での副産物の発生量を評価する(g/W)	製造
	4.2 省エネ性	・製造工程におけるエネルギー消費量を評価する(Wh/W)	製造
5 輸送の容易化	5.1 輸送時の作業性向上	・輸送する段階での梱包材を含むモジュールの質量、体積を評価する(g/W、cm <sup>3</sup> /W)	輸送
	5.2 輸送時の積載性向上	・輸送する段階での積載性について評価する(W/パレット、コンテナ)	輸送
6 使用段階における劇12性の向上	6.1 単位面積当たりの出力の向上	・モジュール効率を評価する(%)	使用
	6.2 温度特性等の向上	・モジュール出力の温度係数を評価する(%/°C)	使用
7 長期使用の促進	7.1 耐久性の向上	・モジュールの信頼性試験結果を評価する	使用
	7.2 耐汚染性の向上	・モジュール表面の耐汚染性について評価する	使用
8 撤去の容易性	8.1 撤去時の作業の容易性	・撤去時にモジュールを取外すために必要な時間を評価する(秒/W)	適正処理・リサイクル
9 再資源化等の可能性	9.1 リサイクル可能率の向上	・モジュール全体の質量のうち、リサイクル可能な原材料の比率を評価する(%)	適正処理・リサイクル
	10 解体・分別処理の容易化	10.1 フレーム解体の容易性	・フレームの解体(取外し)の容易性、作業時間について評価する(秒/W)
10.2 フレーム解体で取外すネジの数量・種類の削減		・フレームをモジュールから取外す時にネジを外す必要がある場合、ネジの数量、種類を評価する(個/W、種類/W)	適正処理・リサイクル
10.3 フレーム解体のための情報提供		・フレームを取外す際に、フレームの固定方法等、解体・分別に必要な情報を解体業者に提供できるか(提供できる仕組みがあるか)	適正処理・リサイクル
10.4 端子箱解体の容易性		・端子ボックスのモジュールからの取外しの容易性、作業時間について評価する(秒/W)	適正処理・リサイクル
10.5 端子箱解体で取外すネジの数量・種類の削減		・端子ボックスを取外す時にネジを外す必要がある場合、ネジの数量、種類を評価する(個/W、種類/W)	適正処理・リサイクル
10.6 端子箱解体のための情報提供		・端子ボックスを取外す際に、端子ボックスの固定方法等、解体・分別に必要な情報を解体業者に提供できるか(提供できる仕組みがあるか)	適正処理・リサイクル
11 環境保全性	11.1 環境負荷物質に関する法令及び自主基準への適合	・モジュールに含まれる環境負荷物質に関連し、法令及び自社の自主基準が存在する場合は、当該基準に適合していることを確認する。	原材料調達、製造、 適正処理・リサイクル
	11.2 環境負荷物質等の減量化	・モジュールに含まれる環境負荷物質、適正処理・リサイクル処理の負荷要因となる原材料の質量を評価する(g/W)	原材料調達、製造、 適正処理・リサイクル
	11.3 製造工程で使用される環境負荷物質に関する法令及び自主基準への適合	・製造工程で使用される環境負荷物質に関連し、法令及び自社の自主基準が存在する場合は、当該基準に適合していることを確認する。	製造
12 情報の提供	12.1 使用、保守点検、安全性に関する情報提供	・使用上の注意、故障診断とその処置、保守点検・修理、安全性等に関する情報を、ユーザ、販売施工業者、保守点検業者に、カタログ、ホームページ、取扱説明書、保守点検・修理マニュアル等で情報提供できるか(提供できる仕組みがあるか)	使用
	12.2 撤去、解体、適正処理・リサイクルに関する情報提供	・撤去、解体、適正処理・リサイクルのためにメーカーが必要とする情報をユーザ、撤去業者、産業廃棄物処理業者に提供できるか(提供できる仕組みがあるか)	適正処理・リサイクル
13 ライフサイクルの各段階における環境負荷低減	13.1 素材段階での環境負荷低減	・資源採取から素材製造までの環境負荷について、可能な限り定量的評価を行う	原材料調達
	13.2 製造工程での環境負荷低減	・部品製造、モジュールの製造までの環境負荷について、可能な限り定量的評価を行う	製造
	13.3 輸送での環境負荷低減	・製造場所からモジュールの使用者までの輸送に関する環境負荷について、可能な限り定量的評価を行う	輸送
	13.4 使用時の環境負荷低減	・使用時における単位面積当たりの発電電力量について、可能な限り定量的評価を行う	使用
	13.5 撤去、解体、適正処理・リサイクル処理時の環境負荷低減	・モジュールの撤去、解体、適正処理・リサイクルに関する環境負荷について、可能な限り定量的評価を行う	適正処理・リサイクル

# (業界団体要望) IHクッキングヒーター・食洗機、窓の指定

- 本件は、業界団体からの要望を受けて追加を検討するものであり、今後調整を行いつつ、適宜、法令改正手続き等を進めることとしたい。

## 電磁誘導加熱式調理器（IHクッキングヒーター）：一般社団法人日本電機工業会

電磁誘導加熱式調理器（IHクッキングヒーター）については、電磁コイル、耐熱ガラス、制御基板など資源価値の高い部品が使用されている。そのため、指定再利用促進製品に指定し、再生資源の利用の促進を意識した設計（リサイクルが容易な材料・部品の選択や分解しやすい構造の採用等）がなされるよう取組を促すもの。

## 電気食器洗機（食洗機）：一般社団法人日本電機工業会

電気食器洗機（食洗機）については、使用時に大量の水や電気を使用する製品であり、製品の分解が困難な製品となっている。指定再利用促進製品に指定し、再生資源の利用の促進を意識した設計（リサイクルが容易な材料・部品の選択や分解しやすい構造の採用等）がなされるよう取組を促すもの。

## 窓：一般社団法人日本サッシ協会、一般社団法人板硝子協会

窓（サッシ及びガラスで構成されるもの）については、樹脂やガラスに係る再資源化の取組が十分に進展していないほか、アルミについても水平リサイクルに向けた取組が必要とされていることから、再生資源の利用の促進を意識した設計（リサイクルが容易な材料・部品の選択や分解しやすい構造の採用等）がなされるよう取組を促すもの。なお、指定再利用促進製品とする対象等詳細については、今後、業界団体と調整の上で決定するところ。

## **03. 特定再利用業種における目標見直しについて（審議）**

# 特定再利用業種について

- 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）においては、再生資源等の利用を促進するため、同法施行令において「特定再利用業種」を指定するとともに、同法判断基準省令により、事業者による原材料又は製品への再生資源又は再生部品の利用量の向上等を規定。
- 特定再利用業種5業種（※1）のうち、紙製造業及びガラス容器製造業の2業種については、再生資源利用率の目標値を判断基準省令で定めており、この再生資源利用率が令和7年度末に目標期限を迎えるため、今般、法第15条第2項の規定に基づき、特定再利用業種に係る判断基準省令を改正する（※2）。

（※1）紙製造業、ガラス容器製造業、建設業、硬質塩化ビニル製の管又は管継手の製造業及び複写機の製造業

（※2）特定再利用業種のうち、建設業、硬質塩化ビニル製の管又は管継手の製造業及び複写機の製造業については、再生資源が主に事業者の事業活動によって発生することから、発生量が安定しないこと等から、再生資源利用率等の目標値を定めていない。

# 再生資源利用率の目標値の見直しについて

- 紙製造業に属する事業を行う者における古紙利用率（紙の原料に占める古紙の質量の割合）に係る目標の見直しのための「紙製造業に属する事業を行う者の古紙の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令」の制定。
- カレット利用率（ガラスの原料に占める使用されたカレットの質量の割合）に係る目標の見直しのための「ガラス容器製造業に属する事業を行う者のカレット利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令」の制定。

## 古紙利用率に係る目標

令和6年度末66.5%と目標を達成したものの、古紙の原料となる紙・板紙の需要量・生産量の減少傾向、それに伴う古紙供給量の減少見込みのほか、古紙回収率が80%超とほぼ限界に達するような現状ではあるが、引き続き努力を促すよう5年後の目標は下記のとおり設定する。

現行の「令和7年度までに65%」から「令和12年度までに67%」に改定。

## カレット利用率に係る目標

令和2年度から令和6年度までの平均としては74.7%であり、令和6年度末75.4%と伸びたものの目標には未達であり、今後の利用率の向上のためには、質のよいガラスびんの回収が必要であり、引き続き努力を促すよう5年後の目標は下記のとおり据え置くものとする。

現行の「令和7年度までに76%」から「令和12年度までに76%」に改定。

## 04. その他（報告）

# 循環経済（サーキュラーエコノミー）に関する関係閣僚会議

# 循環経済（サーキュラーエコノミー）に関する関係閣僚会議

## これまでの開催

2024年7月（第1回）※岸田総理出席

- 政府全体として戦略的・統合的に循環経済への移行加速化を行うため、関係閣僚会議を設置
- 移行加速化パッケージの取りまとめを指示



2024年12月（第2回）※石破総理出席

- 「循環経済への移行加速化パッケージ」を取りまとめ。



2026年3月6日（第3回）

- 循環経済行動計画の策定に向けた施策の方向性の打ち出し
- 構成員の拡充（総務大臣、外務大臣、財務大臣）
- 局長級幹事会の設置（2回実施（第1回は3/10に実施済））

※経産省からは井野副大臣が御出席

【構成員】

議長：内閣官房長官

副議長：経済産業大臣、環境大臣

構成員：内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)/(地方創生)  
総務大臣、外務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣



## 今後のスケジュール（予定）

2026年4月中旬（第2回幹事会）：循環経済行動計画の取りまとめ

2026年4月中旬（第4回）：循環経済行動計画の決定



成長戦略  
骨太方針  
へ打ち込み

# 循環経済（サーキュラーエコノミー）をめぐる世界・日本の状況

- 各国で重要鉱物及びリサイクル資源の輸出管理強化、国内資源確保、グローバル企業の再生材利用が進む中、我が国では石油・金属等の資源を輸入に依存する一方で、国内のリサイクル原料の多くが焼却、輸出されている現状がある。
- 我が国産業が競争力を強化していくためには、一次資源の安定供給確保に加え、二次資源である再生材の質・量の確保と利用拡大を推進し、国際的な資源獲得競争で優位に立つことが重要。我が国の経済安全保障にも直結。

## 世界各国の政策動向

### 重要鉱物・リサイクル資源に関する輸出管理強化・国内資源確保の動き

#### 【EU】

- EU域外への廃電子機器等の輸出規制を強化
- 廃自動車規則案暫定合意（2025年12月）
  - 再生プラ使用義務化等
- バッテリー規則
  - 廃バッテリーの回収義務化、バッテリー製造時の再生材利用の義務化等

#### 【アメリカ】

- 国内発生の高品質銅スクラップの一部を2027年から国内販売義務付け

#### 【中国】

- 重要鉱物の輸出管理や金属スクラップ(銅・アルミ)輸入規則緩和を実施

### ASEANを中心とした国際連携ニーズの高まり

#### 【ASEAN諸国】

- 不適正処理やリサイクルによる環境汚染の深刻化
- E-wasteの発生量が急増

### グローバル企業の取組

- ブランド価値向上の観点から、再生材を利用する動きが加速

## 日本

動静脈連携が十分に進んでおらず、基幹産業に再生材を質・量・コストの面で安定的に調達できるサプライチェーンが確立されていない現状を踏まえつつ、日本の優れた技術やノウハウを活用した対応が求められている。

### 再生材利用

約43万トン（廃プラの4.7%）

### 資源輸入

石油、金属をはじめとした資源を輸入に依存（石油・ナフサ・鉱石・金属・金属製品輸入額 約31兆円）

### 海外輸出

金属：  
鉄スクラップ 771万トン  
銅スクラップ 42万トン  
アルミスクラップ 44万トン

プラスチック  
約126万トン（国内利用の約3倍）

### 静脈企業売上

欧州(Veolia)：  
約7.3兆円  
米国(Waste Management)：  
約3.3兆円  
日本(DOWA)：  
約6,800億円

### 焼却処理等

食品ロス：  
焼却 約464万トン

プラスチック：  
焼却・埋立等  
約709万トン  
（廃プラの約8割）

（注）数字は年間の値



# 「循環経済行動計画」に向けた施策の方向性

- 世界各国で重要鉱物及びリサイクル資源の輸出管理強化、国内資源確保、グローバル企業の再生材利用等が進みつつあり、**世界は循環資源の獲得競争の時代に突入。**
- こうした中、**重要鉱物等のリサイクル、再生材の活用等**を通じた**循環経済への移行は、環境保全にとどまらない、経済安全保障、産業競争力強化、地域活性化に向けたソリューション。**
- 我が国の強みを生かし、循環経済への移行を**国家戦略**として進めるため、以下を柱とする**行動計画を4月目途に取りまとめる。**

## 循環経済行動計画の策定に向けた施策の方向性

### ○再生資源供給サプライチェーンの強靱化（重要鉱物、金属資源等）

- ・我が国の自律性・不可欠性の向上に資する重要鉱物等の国内循環に関する戦略的方向性の明確化
- ・再資源化拠点等の構築（設備投資支援、制度的措置の検討）
- ・動静脈連携（製造業と資源循環産業）の促進による産業競争力強化
- ・循環資源の不適正な国外流出抑制（不適正スクラップヤード規制等）
- ・一般消費者等の再生材の受容性向上と需要拡大に向けた環境整備

### ○日本をハブとする国際資源循環ネットワークの構築

- ・重要鉱物等リサイクルに関する同志国連携（ASEAN、G7、日米、クアッド等）

### ○社会問題への対応（太陽光パネルリサイクル・リチウムイオン電池再資源化）

### ○地域循環資源の徹底活用による地域活性化（リユース等地域ビジネス）

### ○資源循環分野の国際ルール形成（グローバル循環プロトコル（GCP））

行動計画  
の決定

成長戦略・  
骨太方針

経済安全保障、  
産業競争力強化、  
地域活性化、  
環境保全

# リチウムイオン電池総合対策パッケージ

# リチウムイオン電池総合対策の背景

- リチウムイオン電池は小型で軽量、エネルギー効率が高く、経済性に優れていることから、様々な身の回りの製品に普及している※  
一方、強い衝撃や高温環境に弱く、それらが理由で**発火に至ることがあり、火災事故が頻発している。**  
※スマートフォン、モバイルバッテリー、携帯用扇風機、ワイヤレスイヤホン、ノートPC、スマートウォッチ、電動アシスト自転車、コードレス掃除機 など
- 特定国に依存している**重要鉱物資源（リチウム、コバルト、ニッケル）**が含まれており、**経済安全保障・産業競争力強化の観点から、これらの回収・再資源化の促進も重要である。**
- 関係省庁で、取組を共有し、総合的な対策を一体となって取り組むことで、リチウムイオン電池の使用及び廃棄時の火災を防止し、重要鉱物資源の回収・再資源化を推進する。

## 連絡会議の構成

- 構成：消費者庁、総務省消防庁、経済産業省、国土交通省、環境省の担当課長  
※下線は合同事務局

## 開催状況 ※資料・議事概要を公開

- 令和7年10月31日 連絡会議（第1回）
- 令和7年12月22日 連絡会議（第2回）  
・「**リチウムイオン電池総合対策パッケージ**」の取りまとめ  
※以降、火災事故の発生状況や総合対策パッケージの取組状況等で必要に応じ開催

モバイルバッテリーの発火（再現実験）



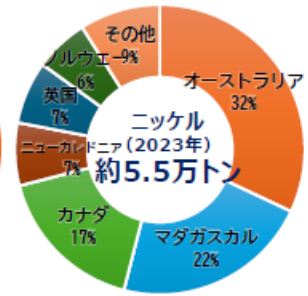
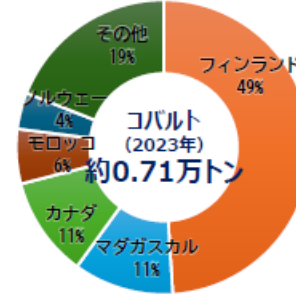
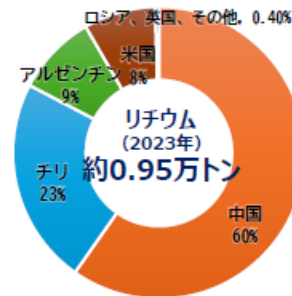
出典：NITE

廃棄物処理施設における火災

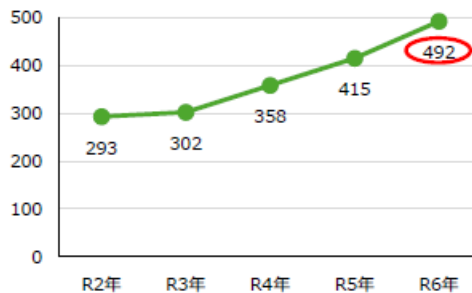


出典：高俊興業株式会社

リチウムイオン電池に含まれるリチウム・コバルト・ニッケルは、蓄電池以外にも幅広く使用されているが、輸入は特定の国に依存している

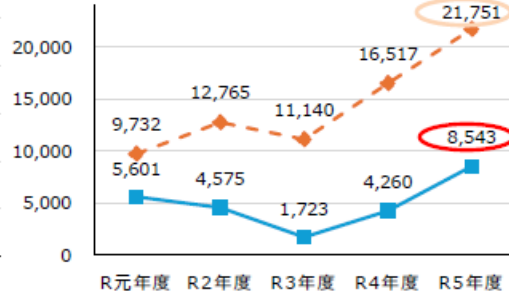


使用中の事故発生件数は年々増加傾向 (R6年度 492件)



出典：NITE News Release 「『リチウムイオン電池搭載製品』の火災事故を踏まえたポイント」(2025年6月26日)から作成

廃棄物処理施設における火災事故も増加傾向 (R5年度 8,543件 (発煙・発火21,751件))



◆ 発煙・発火を含む全ての発生件数  
■ 「出火し、職員が手動で消火」、「出火し、消防隊による消火」のみの件数

＜主な用途＞

携帯電話、ノートパソコン、EV等に使用されるリチウムイオン電池

出典：財務省貿易統計から作成  
リチウム：炭酸、水酸化リチウムの合計、コバルト：マト・塊、酸化物・水酸化物の合計、ニッケル：塩金、フェロニッケルの合計

ステンレス鋼、耐熱性鋼、ニッケル水素電池及びリチウムイオン電池

EVのバッテリーやノートパソコン等のモバイル電源であるリチウムイオン電池

リチウムイオン電池は現状十分に回収されておらず、回収されたものについても国内で再資源化が進んでいない



リチウム



コバルト



ニッケル

出典：双葉金属株式会社ホームページより

## リチウムイオン電池起因の重大火災事故ゼロを目指すとともに、国内に十分なリサイクル体制を構築する (2030年まで)

※下線・太字は新たな取組

### ① 国民・事業者への周知啓発

- 多様な媒体や多言語(英語、中国語等)を活用した政府全体ワンボイスでの情報発信
- 情報を一元化するポータルサイトの設置
- リチウムイオン電池による火災防止強化キャンペーン等の実施

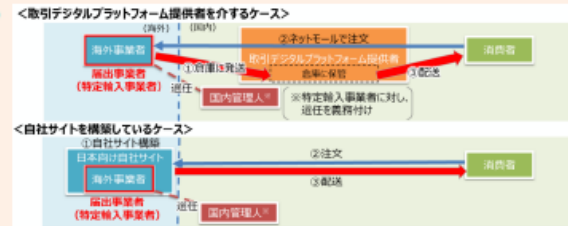


### ② 製造・輸入・販売時の対策

- 電気用品安全法の基準明確化による安全規格の徹底(経産)
- 連絡不通事業者の公表(経産)
- ネットパトロール事業による違法製品監視強化(経産)
- NITE※による発火原因究明の体制強化(経産) ※製品評価技術基盤機構
- 資源有効利用促進法に基づくリチウムイオン電池のリサイクルマーク等の表示(経産)



PSEマーク



連絡不通事業者の公表

### ③ 使用時の対策

- 若者、高齢者等への効果的な発信など使用時の注意点の周知啓発強化(消費、消防、経産、環境)
- リコール情報の周知強化(消費、経産)
- 公共交通機関における持ち込みルールの徹底及び留意事項の周知(国交)
- リチウムイオン電池火災に関する調査・関係機関との連携(消防、経産)
- リチウムイオン電池に対するより効果的な消火方法に関する検討(消防)



注意喚起ポスター(鉄道)



製品の火災調査

### ④ 廃棄時の対策

- 資源有効利用促進法に基づく製造事業者等が実施すべき指定再資源化製品の自主回収・再資源化の促進(経産、環境)
- 他の廃棄物への混入を防止するための廃棄物処理法に基づく制度的対応(環境)
- 地方公共団体における利便性の高い分別回収体制の実証等を通じた構築支援(環境)
- 膨張・変形したリチウムイオン電池の適正処理の方針策定(環境)
- 消費者・国民に向けた分別廃棄の周知強化(環境、消費)



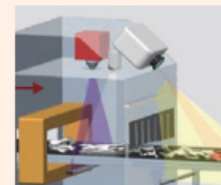
分別回収ボックス



リチウムイオン電池火災防止強化キャンペーン

### ⑤ 処理・再利用の対策

- 廃棄物処理施設への高度選別機・検知設備の導入支援(環境)
- 広域処理のための回収拠点拡大・収集体制の構築支援(環境)
- 不適正なスクラップヤード事業者への規制等公正な競争環境の整備や再資源化に係る技術開発及び設備導入支援(環境)
- リチウムイオン電池からリチウム等重要鉱物の回収・精製に向けた実証支援(経産)



AIを活用した高度選別機

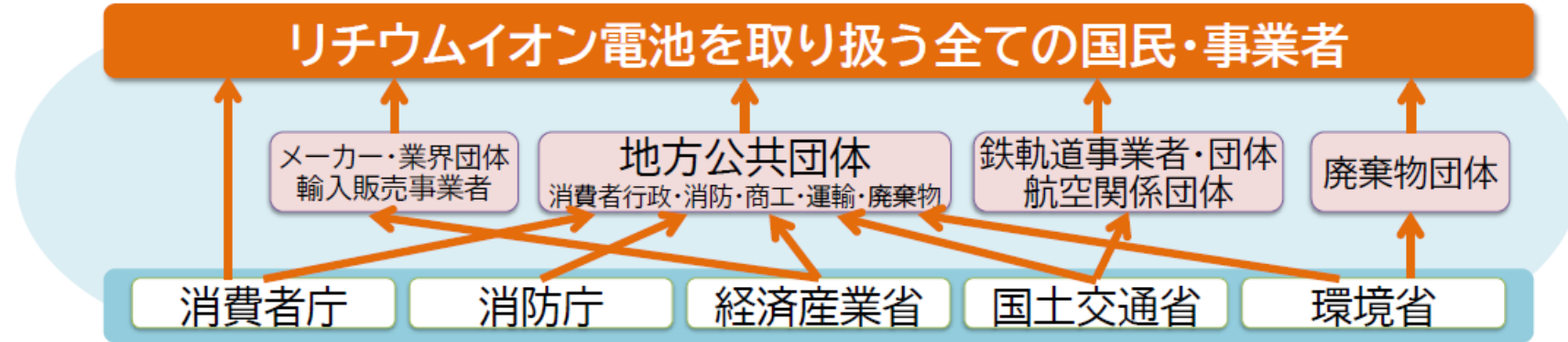


広域的収集事業スキーム

# リチウムイオン電池の取り扱いに関するワンボイスでの呼びかけ

□国民・事業者に対する啓発として、関係省庁で連携し、ワンボイスでの呼びかけを実施する。

<呼びかけのイメージ>



<ワンボイスでの呼びかけ>

## リチウムイオン電池の「3つのC」

賢く選ぶ

Cool choice

- ① 購入前に、販売事業者の連絡先や製品情報、リコール情報を確認する
- ② PSEマークやリサイクルマークが表示されているか確認する
- ③ 非純正品については取り付けようとしている製品のホームページに注意喚起が掲載されていないか確認する
- ④ 購入時に廃棄の方法を確認する



丁寧に使う

Careful use

- ① 強い衝撃や圧力を加えない
- ② 高温になる場所では使用・保管しない
- ③ 安全な場所で、目の届くところで充電する
- ④ 異常を感じたら使用を中止する
- ⑤ 発火した時はまず安全を確保し、消火器や大量の水で消火する
- ⑥ リコール情報を確認する
- ⑦ 公共交通機関では、持ち込みルールを守るとともに、留意事項を確認する

正しく捨てる

そして資源循環

Correct disposal with better recycling

- ① リチウムイオン電池使用の有無を確認する
- ② 廃棄する前には電池を使い切る
- ③ 廃棄方法（メーカー回収や地方公共団体の回収区分）を確認する
- ④ リサイクルされる廃棄方法を選択する

